

浦添市都市計画マスタープラン等策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市都市計画マスタープラン等策定審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定及び改定に関する事項
- (2) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定及び改定に関する事項
- (3) その他審議会において必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、12人以内をもって組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体等を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

(任期)

第4条 審議会委員の任期は、委嘱の日から第2条各号の所掌事務が終了する日までとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、審議会委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する審議会委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は市長が行う。

- 2 審議会は、審議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した審議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。